

奈良県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年六月二十三日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
片岡歯科医院	磯城郡田原本町大字薬王寺一四五の四	令和五年三月三十一日
医療法人和光会天理駅前歯科診療所	天理市川原城町八四一	令和五年三月三十一日
原眼科クリニック	橿原市四分町二一ー一 うねびクリニックモール二階	令和五年四月三十日
奈良王寺メンタルクリニック	北葛城郡王寺町王寺二一七一ー一 王寺ピアザビル四〇四号	令和五年四月三十日
西野歯科医院	大和郡山市小泉町八八一ー三	令和五年五月五日
佐々木歯科医院	橿原市八木町二丁目五番一八号	令和五年五月六日
青葉台薬局	香芝市関屋北六丁目二一ー二〇	令和五年五月三十一日